

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第62号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例における「要配慮個人情報」の取扱いについて
②実施機関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮問理由	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要があるため。
④諮問年月日	平成30年10月4日（沖縄県諮問総第4号）
⑤答申年月日	平成30年10月31日
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>1 「要配慮個人情報」の定義及び取扱いについて  定義については、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法に倣い条例において規定し、個人情報取扱事務登録簿に当該情報の有無を記載し公表することが適当である。</p> <p>2 収集制限について  「要配慮個人情報」については、不当な差別等が生じないように特に配慮を要する情報であることから、個人の権利利益の厳格な保護を図る上で原則収集禁止とすることが適当である。</p> <p>なお、実施機関が当該情報を取り扱う場合には、当審査会への諮問が必要となる場合があることから、改正条例の施行日までに所要の手続を行うための相当の期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。</p>